

(様式13)

平成 年 月 日

労働保険料 (一般保険料) 等免除額精算書 (平成 年度分)

第一種特別加入保険料
第三種特別加入保険料

労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

平成23年4月～平成24年2月の期間内の免除精算を行う場合は、「平成23年度」と記載ください。

府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

労働保険番号

事業名称

事業主名

電話番号

各月末(賃金締切日がある場合には月末直前の賃金締切日)における使用労働者数を記入。
「災害時における雇用保険の特例措置」により、休業票によって失業手当を受給している労働者については、賃金額の支払額が無くても(常時使用労働者に含め)てください。

該当しない箇所は「 」を引いて下さい。

休業手当は、労働保険料の算定基礎には含まれますのでご注意ください。

平成 年度労働保険料(一般保険料)については、免除額を精算したところ、以下のとおりですので、精算書を提出します。また、~~第一種特別加入保険料・第三種特別加入保険料、有期事業の労働保険料~~、平成23年度の一般拠出金の免除額については、別紙のとおりです。

	年月	賃金総額 (A) ※3	休業手当額 (B) ※4	雇用保険法適用者分賃金総額 (C) ※5	高齢労働者賃金総額 (D) ※6	常時使用労働者数 (E) ※7	労働者1人当たり賃金額 ((A-B)/E)
震災直近月	平成 年 月	震災直近月は、東日本大震災(H23.3/11)前に支払った最も直近の支払い実績を記載ください。					1円未満切り捨て
免除対象該当月 1	平成 年 月	免除対象該当月は、東日本大震災(H23.3/11)後の賃金締切日で免除要件を満たしている月のみを記載ください。					
免除対象該当月 2	平成 年 月						
免除対象該当月 3	平成 年 月						
免除対象該当月 4	平成 年 月						
免除対象該当月 5	平成 年 月						
免除対象該当月 6	平成 年 月						
免除対象該当月 7	平成 年 月						
免除対象該当月 8	平成 年 月						
免除対象該当月 9	平成 年 月						
免除対象該当月 10	平成 年 月						
免除対象該当月 11	平成 年 月						
免除対象該当月 計	<免除対象月数> か月	(計A)		(計C)	(計D)		

(C)は、常用労働者、パート、アルバイト、役員で雇用保険の資格のある人に対して支払った賃金額の総額を記載。
(D)は(C)のうち保険年度初日(4月1日)において、満64歳以上の高齢者の賃金額の総額を記載すること。

【お願い】
記載内容を確認できる会計帳簿の写しや労働者名簿などの添付をお願いいたします。

一般保険料の免除額 (千円) × 1000分の (労災保険料率) + ((計C) - (計D)) (千円) × 1000分の (雇用保険料率) = (一般保険料の免除額) (円)

平成22・23年度の労災保険料率を記載下さい。

平成22・23年度の雇用保険料率を記載下さい。

1円未満切り上げ

(裏面)

(記載に当たっての注意事項)

- ※1 東日本大震災発生前直近の賃金支払対象月について記載すること。
- ※2 免除の要件に該当する月それぞれについて記載すること。
- ※3 賃金、給与、各種手当(通勤手当等)、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うすべてのもので、税金その他社会保険料等を控除する前の支払総額を記載すること。
- ※4 労働基準法(昭和22年法律第49号)第26条に基づき支払う休業手当又は労働協約、就業規則若しくは労働契約に基づき支払う休業手当について記載すること。
- ※5 常用労働者、パート、アルバイト、役員で雇用保険の資格のある人に対して支払った賃金額(日雇労働被保険者に支払った賃金額を含む。)の総額を記載すること。
- ※6 保険年度初日(4月1日)において、満64歳以上の高年齢者の賃金額の総額を記載すること。
- ※7 各月末(賃金締切日がある場合には月末直前の賃金締切日)における使用労働者数を記入すること。

社会保険労務士の提出代行者氏名・印	
電話番号: — —	(印)